

観光地点等分類表（「観光入込客統計に関する共通基準」抜粋）

表 1 観光地点等分類表

大分類	中分類	小分類	備考
1 観光地点	01 自然	01 山岳	広大な地域を対象とする場合は入込客数のダブルカウントに留意する。
		02 高原	湿原、原野等も含み、観光の対象となっているもの。
		03 湖沼	人造湖含む。
		04 河川	峡谷、滝等を含む。
		05 海岸	海岸、砂丘、岬等をいう。海水浴場は、スポーツ・レクリエーションに分類する。
		06 海中	自然公園法で海中公園に指定されている地区や海中景観の優れた地区等。
		07 島	離島。
		99 その他自然	エコツーリズム(自然環境を対象とし、それらを損なうことなく、それらを体験し学ぶ観光)、グリーンツーリズム(農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動)等は、ここに整理。
	02 歴史・文化	01 史跡	古墳、貝塚、城跡、古戦場等。
		02 城	天守あるいはやぐらを有する城。(復元されたものも含む。城跡は史跡で整理する。)
		03 神社・仏閣	観光利用の対象として扱っているもの。
		04 庭園	一般の方が入場可能な庭園。
		05 歴史的まち並み、旧街道	歴史的に魅力があり、観光利用の対象として扱っているもの。
		06 博物館	博物館等の定めのないものも含む。
		07 美術館	ギャラリー、絵画館を含む。
		08 記念・資料館	
		09 動・植物園	サファリパーク、鳥類園を含む。
		10 水族館	
		11 産業観光	産業観光(歴史的・文化的価値のある工場等やその遺構、機械器具、最先端の技術を備えた工場等を対象とした観光で、学びや体験を伴うもの。) 例:ワイナリー、ビール園、酒造見学等。
	12 歴史的建造物	歴史的建造物、デザインの優れた建造物(橋や駅、ビル、タワー、ダム等)。歴史的文化的価値のある建造物そのものが観光利用の対象となっているもの。	
	99 その他歴史		
	03 温泉・健康	01 温泉地	温泉法に基づくもの。 「〇〇温泉」と同じ名のつくエリアの宿泊及び日帰りの温泉施設全体を一つの地点として取り扱う。なお湯畑等の観光施設を別地点としても差し支えかまわないが、重複して入込客数をカウントしないように留意する。
		99 その他温泉・健康	温泉法に基づかない温泉類似施設。スーパー銭湯等については日常利用の多寡に留意する。ヘルスツーリズム(自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わい、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態)。
	04 スポーツ・レクリエーション	01 スポーツ・レクリエーション施設	ゴルフ場、テニスコート、スケート場、プール、サイクリングコース、ハイキングコース、複合的スポーツリゾート施設等。・自然歩道、自然研究路を含む。 日常利用の多寡に注意する。(例:・ゴルフ練習場は含まない。レジャー的要素がなく日常利用が大半を占める運動用プール等は含まない。河川敷のサイクリングコース等で日常利用者が大半を占めるものは含まない。 スポーツ観戦(野球、サッカー、メジャーゴルフトーナメント大会等)の入込は含めない。
		02 スキー場	
		03 キャンプ場	

1	観光地点		04	釣り場	具体的な箇所を特定できる「釣り場」を地点とする。「自然」の「湖沼」や「河川」と重複しないように留意する。	
			05	海水浴場		
			06	マリーナ・ヨットハーバー		
		04	スポーツ・レクリエーション	07	公園	イベントの開催やピクニック等の目的となる公園を対象とし、施設のない公園や総合運動公園で日常利用者が大半を占めるものは含まない。なお、公園等を会場とする行祭事・イベントへの参加に係る人数は行祭事・イベントに分類する。
				08	レジャーランド・遊園地	【日本標準産業分類における定義】 各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。 【特定サービス産業実態調査(経済産業省)における定義】 樹木、池等自然の環境を有し、かつ、有料の各種遊戯施設を配置し、客に娯楽を提供する業務を営む事業所(客が直接に硬貨・メダル・カード等を投入するものを除き、3種類以上の遊戯施設を有するもの)をいう。
				09	テーマパーク	【日本標準産業分類における定義】 文化、歴史、科学等に関する特定のテーマに基づき施設全体の環境づくりを行い、各種遊戯施設により娯楽を提供する事業所をいう。 【特定サービス産業実態調査(経済産業省)における定義】 入場料をとり、特定のテーマのもとに施設全体の環境づくりを行い、テーマに関連するアトラクションを有し、パレードやイベント等のソフトを組み込んで、空間全体を演出して娯楽を提供する事業所をいう。
				99	その他スポーツ・レクリエーション	
		05	都市型観光 －買物・食等－	01	商業施設	郊外ショッピングセンター、駅前商店街等で日常利用が大半を占めるものは含まない。
				02	地区・商店街	朝市・市場等で日常利用が大半を占めるものは含まない。
				03	食・グルメ	食をテーマとした観光利用の拠点。日常利用の多寡に留意すること。
				99	その他都市型観光 －買物・食等－	農水産品等の直売所、物産館等はここに含める。
		06	その他	99	他に分類されない観光地点	道の駅、パーキングエリア等はここに含める。ただし単なる休憩機能のみの施設は除く。